

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 竹本 實生

後期高齢者医療制度に加入した月の高額療養費の自己負担限度額の特例について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃は、当健康保険組合の運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算することとされており、75歳になり後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、75歳の誕生月においては、誕生日前の医療費と誕生日以後の医療費について、健康保険制度と後期高齢者医療制度でそれぞれ自己負担限度額が適用されますが、平成21年1月からは、この自己負担限度額は個人単位で両制度のいずれも本来額の2分の1の額が適用されることとなります。ただし、75歳の誕生日がその月の初日の場合は適用されません。

被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合、その被扶養者についても特例の対象となります。

例：5月に75歳になる人（自己負担限度額の区分「一般」）の場合

【改正後】

	4月	5月	6月	7月
健康保険組合	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円	後期高齢者 医療制度に加入	
後期高齢者医療制度			自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円
合計自己負担限度額	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 44,400円		自己負担限度額 44,400円

↑ ↑
それぞれ本来額（44,400円）の2分の1

個人単位での自己負担額（本来額の2分の1）、世帯合算での自己負担限度額（本来額のまま）については、次のとおりです。

自己負担限度額（高額療養費）

	【75歳の誕生月以外】		【75歳の誕生月】(75歳到達月における自己負担限度額の特例)			
	外来(個人)	自己負担限度額 (世帯合算)	外来(個人)	個人合算	自己負担限度額 (世帯合算)	
70歳以上	現役並み所得者 (標準報酬月額 28万円以上)	44,400円 +1% (44,400円)	80,100円	40,050円 +1% (22,200円)	80,100円 +1% (44,400円)	
	一般	12,000円	44,400円	6,000円	22,200円	44,400円
	(住民税非課税) 低所得者	(年金収入80万円以下等)	8,000円	24,600円	4,000円	12,300円
			15,000円		7,500円	15,000円

- ・（ ）内の金額は、多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。
- ・75歳の誕生月による自己負担限度額の特例（個人合算）における「+1%」は、医療費が133,500円を超える部分について1%を負担。
- ・「75歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用するので、世帯合算は通常の限度額で計算する。
- ・その他、特例月に係る70歳未満の被扶養者及び特定疾病等につきまして不明な点がございましたら健康保険組合にお問い合わせください。

今回の改正にかかる「お知らせ」は、当健康保険組合のホームページにも掲載しています。
(HP: <http://packagingkenpo.jp/>) に掲載しています。